

Q

「遺族（補償）等年金」受給者や遺児が学校などに通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。

A

遺族（補償）等年金を受給している方や、一定の要件を満たす方は、

- ① 労災就学援護費
- ② 労災就労保育援護費

として、一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ① 遺族（補償）等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など※に在学している（以下「在学中」）、または受給者本人が在学中
- ② 第1～3級の障害（補償）等年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③ 傷病（補償）等年金を受給していて（せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子が在学中

※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など

<支給内容>

ご本人やお子さんが在学する学校などに応じ、原則として、以下の金額を支給します。
（令和6年4月1日現在。）

- 小学校 : 月額 15,000円
- 中学校 : 月額 21,000円（通信制課程は月額 18,000円）
- 高等学校等 : 月額 20,000円（通信制課程は月額 17,000円）
- 大学等 : 月額 39,000円（通信制課程は月額 30,000円）

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

労災就労保育援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③のいずれかに当てはまり、保育費用を援護する必要があると認められる場合

- ① 遺族（補償）等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ② 第1～3級の障害（補償）等年金を受給していて、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ③ 傷病（補償）等年金を受給していて（せき髄の損傷等で傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている

<支給内容>（令和6年4月1日現在。）

月額 9,000円

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。